



2023年12月20日

英語版の邦訳  
(訳者 NITE 中村)

## 危険物輸送および化学品の分類および表示に 関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

### 第45回化学品の分類および表示に関する世界調和システム 専門家小委員会報告

2023年12月6～8日ジュネーブにおいて開催

#### 項目

	<i>Paragraphs</i>	<i>Page</i>
I. 参加者.....	1-6	3
II. 議事次第の採択（議題 1）.....	7	3
III. 化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する 作業（議題 2）.....	8-34	3
A. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会 に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会での作業.....	8-11	3
B. 物理化学的危険性の同時分類及び危険性の優先順位.....	12-15	4
1. エアゾール：特別規程 63 と特別規程 362 の整合性.....	12	4
2. エアゾール及び加圧下化学品に対する注記と 非公式作業グループの作業状況.....	13-15	4
C. 健康及び環境に対する有害性の分類への非動物試験法の使用.....	16	5
D. 生殖細胞変異原性に対する分類基準.....	17	5
E. GHS における潜在的な危険有害性の問題とその提示.....	18-20	5
1. 非公式作業グループの作業：進捗報告.....	18	5
2. 内分泌かく乱化学物質.....	19-20	5
F. 実際の分類に関する問題（GHS への改定提案）.....	21	6
G. ナノマテリアル.....	22	6
H. 大気系への有害性.....	23-25	6
I. 附属書 1 から 3 の改善及び注意書きのさらなる合理化.....	26	7
J. その他.....	27-34	7
1. 加圧下化学品の区分 1、2、3 に対する危険有害性情報の 仏語訳.....	27	7

2.	引火性の蒸気を発生する物質及び混合物の 危険有害性情報の伝達 .....	28-30	7
3.	第 4.1 章の慢性区分 4 における「無影響濃度」について .....	31	7
4.	“should”、“shall”、“may”、“must”の使用 .....	32-34	8
IV.	実施（議題 3） .....	35-40	8
A.	GHS に基づいて分類された化学物質のリスト開発の可能性 .....	35	8
B.	実施状況に関する報告 .....	36	8
C.	他の機関あるいは国際機関との共同作業 .....	37-39	8
D.	その他 .....	40	9
V.	GHS の適用に関するガイダンスの開発（議題 4） .....	41-44	9
A.	実際の分類に関する問題 .....	41	9
B.	実際の表示に関する問題 .....	42-43	10
C.	その他 .....	44	10
VI.	能力開発（議題 5） .....	45-48	10
VII.	アジェンダ 2030 の実施と経済社会理事会の活動（議題 6） .....	49	10
VIII.	その他（議題 7） .....	50-53	10
A.	会議のパターン .....	50-52	11
B.	第 46 回会合の日程と文書提出期限 .....	53	11
IX.	報告書の採択（議題 8） .....	54	11
付属書			
I.	GHS 改訂 10 版（ST/SG/AC.10/30/Rev.10）の改訂案 .....		12
II.	GHS 改訂 10 版（ST/SG/AC.10/30/Rev.10）の修正 .....		13

## I. 参加者

1. 第45回化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会は、Ms. Nina John (Austria) を議長、Ms. Lynn Berndt-Weis (Canada) を副議長として2023年12月6日から8日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した：Austria、Canada、China、France、Germany、Italy、Japan、Netherlands、Republic of Korea、South Africa、Spain、United Kingdom of Great Britain と Northern Ireland、United States of America。
3. 経済社会理事会の手続き規則72に基づき、Switzerlandからのオブザーバーも参加した。
4. 国連環境計画（UNEP）及び国連訓練調査研究所（UNITAR）の代表も参加した。
5. 以下の政府間機関からも参加した：欧州連合（EU）及び経済協力開発機構（OECD）。
6. 以下の非政府組織の代表者がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した：Australasian Explosives Industry Safety Group Incorporated (AEISG); Center for International Environmental Law (CIEL); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Aerosol Federation (FEA); European Chemical Industry Council (Cefic); International Council of Chemical Associations (ICCA); International Council on Mining and Metals (ICMM); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI); World Coating Council, Inc.

## II. 議事次第の採択（項目1）

文書: ST/SG/AC.10/C.4/89 及び ST/SG/AC.10/C.4/89/Add.1 (事務局)

非公式文書: INF.1、INF.2 及び INF.10 (事務局)

7. 小委員会は、非公式文書 INF.1～INF.24 を考慮し、事務局が作成した暫定議題を修正した上で採択した。

## III. 化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する作業（議題2）

### A. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会での作業

#### ケーネン鋼管の破裂圧力試験方法

非公式文書: INF.6 (Germany)  
INF.14 (SAAMI)  
INF.24、項目1 (事務局)

8. 小委員会は、非公式文書 INF.6 及び INF.14 に記載された、ケーネン鋼管の破裂圧力試験方法に関する現在進行中の作業及び議論に関する情報、並びに非公式作業文書 INF.24（項目1）に要約されたこの議題に関する危険物輸送に関する専門家小委員会（TDG小委員会）の議論の結果に留意した。

9. ドイツと SAAMI が異なる観点からケーネン鋼管の破裂圧力試験方法の改善に取り組んでいることが指摘された。これには、例えば、動的連続急速圧力上昇破裂圧力に基づく試験と手動でシミュレートした不連続漸増圧力上昇（準静的破裂圧力）に基づく試験の影響の研究や、異なる準静的破裂圧力を有するケーネン管を使用した場合の特定物質の限界オリフィス径への潜在的影響の評価などが含まれる。

10. 非公式文書 INF.6 のパラグラフ 13 に提起された質問と、非公式文書 INF.14 のパラグラフ 18 に記載された結論に留意し、小委員会は、まだ作業に加わっていないこの分野の専門家に対し、作業に貢献することを希望する場合、ドイツの専門家並びに SAMMI の代表に連絡するよう促した。また、Cefic が自己反応性物質と有機過酸化物に関する作業をボランティアに主導していることも指摘された。

11. 小委員会はこの議題に関する作業が会期中継続すること、及び TDG 小委員会の第 64 回会合で火薬類作業部会が検討するための提案を SAAMI が提出する意向があることについて報告された。

## B. 物理化学的危険性の同時分類及び危険性の優先順位

### 1. エアゾール：特別規程 63 と特別規程 362 の整合性

非公式文書: INF.4 (FEA)  
INF.24、項目 2 (a) (事務局)

12. 小委員会は、非公式文書 INF.24 (項目 2 (a)) に記載された TDG 小委員会での議論の結果に留意した。FEA の代表は、TDG 小委員会でのコメントを考慮した提案の改定案を次回会合に提出する意向を示した。小委員会の専門家に対し、追加的な意見を提供したい場合、同代表に連絡するよう呼びかけた。

### 2. エアゾール及び加圧下化学品に対する注記と非公式作業グループの作業状況

非公式文書: INF.5 及び INF.7 (Germany)  
INF.24、項目 2 (b) (事務局)

13. 小委員会は、非公式文書 INF.24 (項目 2 (b)) に記載された TDG 小委員会の審議結果に留意し、以下の選択に同意した：

- (a) 加圧下化学品：非公式文書 INF.5 のパラグラフ 13 のオプション 2
- (b) エアゾール：非公式文書 INF.7 で修正されたパラグラフ 18 のオプション 2

14. GHS の表 2.3.1 の注記 2 の文章の改善（非公式文書 INF.5 のパラグラフ 16 を参照）にどのように対処するかという問題に関し、小委員会は、この作業が非公式作業グループの現在の作業範囲外であることを認め、FEA の代表に対し、この議題を主導し、提案を提出することを検討するよう求めた。

15. 物理化学的危険性の組合せに関する非公式作業グループの活動について、小委員会は、非公式文書 INF.7 のパラグラフ 3 に記載された作業状況に関する情報に留意した。ドイツの専門家は、非公式作業グループの参加に関心があれば、彼女に連絡するよう専門家に求めた。

## C. 健康及び環境に対する有害性の分類への非動物試験法の使用

非公式文書: INF.8 (United Kingdom、Netherlands)

16. 小委員会は、前回会合以降の非公式作業グループの作業進捗のみならず、非公式文書 INF.8 のパラグラフ 6 に記載された議論中の項目に留意した。非公式作業グループを代表し、英国の専門家は、非公式文書の付属書に転載された第 3.4 章の草案について小委員会の注意を喚起し、非公式作業グループは、次回会合での採択に向けた正式提案を提出できるよう、この章に関する作業を最終化するつもりであると述べた。

#### D. 生殖細胞変異原性に対する分類基準

非公式文書: INF.16 (European Union)

17. 小委員会は、非公式文書 INF.16 に記載された非公式作業グループの作業状況報告に留意した。欧州連合の代表は、11月21日と12月6日に開催された会合で、非公式作業グループが以下の項目について、追加的な進捗があったことに留意するよう小委員会に求めた：

- (a) 分類のためのデータ整理の指針となる段階的アプローチの検討（非公式文書 INF.16 のパラグラフ 6 に記載された項目）：非公式作業グループは、一部のメンバーが生殖細胞変異原性には適さないと考えたことから、段階的アプローチを盛り込まないことで合意した。その代わりに、全体的な証拠の重み付けアプローチの基本的な指針を起草することに合意した。
- (b) 区分 2 の定義の明確化（非公式文書 INF.16 のパラグラフ 8 に記載された項目）：非公式作業グループは、オランダから提出された、現行の危険有害性分類である「生殖細胞変異原性」を「変異原性」に変更することを検討する提案に基づき、議論を開始した。小委員会は、非公式作業グループが、これは付託事項の範囲外であることを認めたことに留意した。また、非公式作業グループは、この変更の妥当性とその意味合い、利点と欠点を評価するための議論を継続し、その結果と勧告を小委員会の審議に付すことに留意した。

#### E. GHS における潜在的な危険有害性の問題とその提示

##### 1. 非公式作業グループの作業：進捗報告

非公式文書: INF.20 (European Union)

18. 小委員会は、非公式作業グループの進捗報告に留意した。

##### 2. 内分泌かく乱化学物質

非公式文書: INF.11 (OECD)  
INF.15 (China)  
INF.22 (European Union)

19. 中国から提起された技術的な問題を認めつつ、第 44 回会合で採択された作業計画に沿って内分泌かく乱化学物質に関する作業を継続することについては、小委員会内で全面的な支持が得られた。ただし、非公式文書 INF.15 で提起された懸念は、OECD に与えられた委任事項の一環として、また「GHS における潜在的な危険有害性の問題とその提示」に関する非公式作業グループで現在進行中の作業として対処されるものと理解された。小委員会が合意した作業計画には段階的アプローチが含まれており、作業計画の各項目に関する専門家グループの科学的知見と結論を検討した上で、次の段階への対応方法を決定で

きることが指摘された。中国からの専門家は、OECD および小委員会レベルでこの問題を扱うグループの作業に積極的に参加するよう招待された。

20. いくつかの代表団はこの課題に関する作業がこの 2 年間以降も継続する必要があるかもしれないと考えた。

## F. 実際の分類に関する問題（GHS への改定提案）

非公式文書: INF.21 (United States of America)

21. 小委員会は、前回会合以降の非公式作業グループの作業進捗状況に留意した。アメリカの専門家は、非公式作業グループは作業計画の項目 4（第 43 回会合の非公式文書 INF.34 を参照）に対応する提案を検討中であり、現在、第 3.2 章から第 3.4 章の混合物の分類プロセスの改善が第 1.3 章の規則とどの程度両立するのかを（第 1.3 章の関連する項目と比較することにより）探っているとした。

## G. ナノマテリアル

非公式文書: INF.18 (European Union)

22. 小委員会は、欧州連合の代表から提供されたナノマテリアルの最新の進展に関する情報を歓迎した。特に、欧州委員会が 2022 年 6 月 10 日にナノマテリアルの定義に関する新勧告（欧州委員会勧告 2022/C 229/01）を採択し、2011 年の定義を更新したことに、小委員会の注意が喚起された。新しい定義の実施は、幅広い欧州規制（例えば、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則」（REACH）や「化学品の分類、表示及び包装に関する規則」（CLP）など、ナノフォームを対象とするすべての規則）に影響を及ぼすことが指摘された。欧州委員会による勧告の採択を受けて欧州委員会共同研究センター（JRC）は、ナノマテリアルの定義に関する欧州委員会勧告の実施に関する新しいガイダンスを発表した。欧州委員会勧告、JRC ガイダンス、その他の関連文書へのリンクは、非公式文書 INF.18 に記載されている。

## H. 大気系への有害性

非公式文書: INF.23 (European Union)

23. 欧州連合の代表は、非公式文書 INF.23 のパラグラフ 7～9 で説明したように、大気系への有害性に関する作業が、モントリオール議定書に含まれない著しいオゾン層破壊係数を有する物質（冷媒として使用されない温室効果ガスなど）にも現行の第 4.2 章の適用範囲を拡大できるかどうかを検討すると共に、著しい地球温暖化係数を有する物質に対し GHS 基準の一貫した適用を確保できるか検討することを意図していると小委員会に想起させた。

24. 小委員会は、非公式文書のパラグラフ 10～13 に記載された非公式作業グループで議論されている質問に留意した。一部の代表団は、現行の第 4.2 章の適用範囲を拡大する必要性とその意味を評価するため、さらなる作業が必要であると指摘した。

25. 欧州連合の代表は、小委員会の産業界の代表に対し、非公式作業グループの作業に参加するよう呼びかけた。

## I. 附属書 1 から 3 の改善及び注意書きのさらなる合理化

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/9 (United Kingdom)

非公式文書: INF.3 及び INF.9 (United Kingdom)

26. 小委員会は、非公式文書 INF.9 の非公式作業グループの作業進捗報告書に留意し、文書 ST/SG/AC.10/C.4/2023/9 で提案された注意書きの改訂案を採択した（附属書 I を参照）。

## J. その他

### 1. 加圧下化学品の区分 1、2、3 に対する危険有害性情報の仏語訳

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/7 (Canada)

27. 小委員会は、危険有害性情報 H282、H283、H284 の仏語版の修正を採択し、言語バージョン間の整合性を確保した（附属書 II を参照）。

### 2. 引火性の蒸気を発生する物質及び混合物の危険有害性情報の伝達

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/8 (China)

非公式文書: INF.17 (United States of America)  
INF.24、項目 3 (事務局)

28. 中国が表明した、これらの物質及び混合物の安全データシートにおける危険有害性情報の伝達を早急に改善する必要性についての懸念を聞き、また、「実際の分類に関する問題」の非公式作業グループが、この 2 年間で終了する前に、附属書 11 にこれらに対応するガイダンスの作成を最終化する意向であることに留意し、小委員会は、両作業グループを統合し、共同で取り組むべきと考えた。

29. 範囲について小委員会は、引火性物質の放出が分類の対象とならない可能性のある他のケースもすべて対象とすることで合意した。文書 ST/SG/AC.10/C.4/2023/8 のパラグラフ 4 の提案に関する議論では、具体的な意見も提出され、A4.3.2.3 及び A4.3.2.3.2 の表 A4.3.9.1 における "and" と "or" の使い分け、A4.3.2.3.1 における "explosive" の代わりに "explosible" の使用、A4.3.2.3.1 における "risk" への言及が取り上げられた。

30. 小委員会は、この議題に関心のあるすべての代表団に対し、提出された意見を考慮した共同提案の作成に協力し、この 2 年間の終了までに小委員会の議論に付すよう求めた。

### 3. 第 4.1 章の慢性区分 4 における「無影響濃度」について

非公式文書: INF.12 (UNITAR)

31. 小委員会は、表 4.1.1 (c) 中の "NOECs" の言及が誤解を招く可能性があることを認めた。単純な編集上の修正であることを考慮し、小委員会は、例外的に非公式文書の提案に基づき、これを採択することを決定した（附属書 II を参照）。

### 4. “should”、“shall”、“may”、“must”の使用

非公式文書: INF.19 (United States of America)

32. いくつかの代表団はこの作業に貢献することに関心を示し、これらの用語の共通の理解が一貫性を高め、誤った解釈を避けることになり、GHS 基準の調和された実施に寄与すると考えた。

33. 今後の進め方に関して、非公式文書のパラグラフ 5 における意見募集を受け、第一段階として、解釈または実施の観点から問題があると考えられるすべての事例を明確に特定することが提案された。事務局メンバーからは、国内、地域、国際レベルで法的拘束力のある文書に移植される際に、規制文書として実施されることを意図している GHS の部分における用語の意図する意味について、共通理解を探ることが提案された。この作業が完了すれば、GHS の一貫した使用方法を決定することができる。ガイダンスの項目におけるこれらの用語の解釈と使用方法に関する作業は、第二段階で行うことができる。さらに、ある代表団は、利用可能な資源を念頭に置き、他の国際連合公用語への影響も考慮に入れつつ、全体的なアプローチで検討を進めるよう提案した。

34. アメリカの専門家は、これらの提案を歓迎し、この議題に関する作業はこの会合中も続けられることを示し、関心のあるすべての専門家に対し、参加し、文書で追加の意見を提供するよう再度、呼びかけた。

## IV. 実施（議題 3）

### A. GHS に基づいて分類された化学物質のリスト開発の可能性

35. カナダの専門家は、非公式作業グループが 2024 年 1 月 16 日に会合を開催し、予備的な結果の概要を示す原稿の作成と、より詳細な分析について議論する予定であることを小委員会に報告した。小委員会は、次回会合でこの項目の進捗状況を報告されるであろう。

### B. 実施状況に関する報告

#### カナダ

36. 小委員会は、カナダ政府が 2023 年 10 月 30 日に「WHMIS 供給者要件に関するガイダンス」<sup>1</sup>を発表したことに留意した。このガイダンスは、カナダの職場向けの危険有害性製品の供給者に対し、「危険有害性製品法 Hazardous Products Act」及び更新された「危険有害性製品規則 Hazardous Products Regulations」の要件に関する情報を提供するものである。このガイダンスはまた、「危険有害性材料情報審査法 Hazardous Materials Information Review Act」とその規制、および業務上の機密情報を保護する仕組みに関する情報を供給者に提供している。ガイダンス文書に関する追加情報に関心のある小委員会の専門家は、カナダの専門家に連絡するよう呼びかけられた。

### C. 他の機関あるいは国際機関との共同作業

#### 第 5 回国際化学物質管理会議 ICCM-5 の結果

37. 小委員会は、9 月 25 日～29 日までドイツのボンで開催された第 5 回国際化学物質管理会議（ICCM-5）の成果に関し、UNEP の代表から提供された情報に留意した。すなわち：

<sup>1</sup> 以下で入手可能：[Guidance on the WHMIS supplier requirements](#)



- (a) 化学物質のライフサイクル全体にわたり、主要部門に対する具体的な目標とガイドラインを定めた「化学物質に関する世界的枠組み－化学物質と廃棄物による害のない地球のために」の採択；
- (b) 「ボン宣言」の採択：閣僚、代表団長、利害関係者のリーダーが、「有害な化学物質への暴露を防止し、適切な場合には最も有害な化学物質を段階的に廃止し、必要な場合にはそのような化学物質の安全管理を強化する」ことを約束した 政治声明。
- (c) 「化学物質基金に関する世界的枠組み」の設立と、その実施に向けた一連の決議の採択。

38. 特に指摘されたのは、枠組みが 28 の目標に基づいていることで、その中で GHS との関連性が最も高いとされたのは以下のとおりである<sup>2</sup>：

- ・「目標 A1－2030 年までに、各国政府が法的枠組みを採択し、実施し、執行する。また、化学物質や廃棄物による悪影響を予防する、あるいは予防が不可能な場合には、その国の状況に適した形で最小化するための適切な制度的能力を確立する。
- ・目標 A2－2030 年までに、政府間利害関係者は、特に IOMC ツールボックスの更新を基礎として、効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するために、関係する利害関係者だけでなく、関心のある政府のニーズを支援するためのガイドラインを策定する。
- ・目標 B1－2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータと情報が作成され、利用可能になり、アクセスできるようにする。
- ・目標 B4－2035 年までに、利害関係者は、危険有害性とリスクアセスメント及び化学物質や廃棄物管理のため、適切なガイドライン、入手可能なベストプラクティス、標準化されたツールを適用する。
- ・目標 B5－2030 年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品、および化学物質や廃棄物のリスク削減のメリットに関する教育、研修、啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら開発され、実施されている。
- ・目標 B6－2030 年までに、すべての政府が、自国の状況に応じ、すべての関連分野において、化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) を実施している。」

39. 小委員会の注意は、「国際協力と協調」と「実施の取り決め」に関する ICCM-5 決議にも向けられた。

## D. その他

40. この議題では文書が提出されなかったため、本議題は議論されなかった。

## V. GHS の適用に関するガイダンスの開発（議題 4）

### A. 実際の分類に関する問題

41. アメリカの専門家は、非公式作業グループで現在、ガイダンスの作成に関する進行中の活動はないと小委員会に報告した。作業計画におけるその他の

<sup>2</sup> 事務局による注：目標は、ICCM-5 で採択された文書の高度な未編集バージョンに執筆時点で含まれているものをそのまま掲載している。

項目に関連する作業に関する最新情報は、議題項目 2 (f)のもとで小委員会により議論された（パラグラフ 21 を参照）。

## B. 実際の表示に関する問題

42. Cefic の代表は、非公式作業グループの活動については、適宜、小委員会に報告されるであろうと述べた。

43. 欧州連合の代表は、2023 年 12 月 5 日、CLP 規則をさらに改善するための暫定合意が欧州連合でなされ、デジタル表示の使用は提案された改善の一部であると指摘した。同代表は、この議題に関する非公式作業グループの作業を支援するため、次回会合で、実際の表示に関する非公式作業グループと追加的な詳細を共有することを志願した。

## C. その他

44. この議題では文書が提出されなかったため、本議題は議論されなかった。

## VI. 能力開発（議題 5）

45. UNITAR の代表は、UNITAR が第 5 回国際化学物質管理会議（ICCM-5）に積極的に参加し、様々な利害関係者の努力により、GHS に特化した関連目標（目標 B6）が合意されたことを小委員会に報告した（パラグラフ 37～39 を参照）。この目標は、世界中で GHS のさらなる実施を促進することが期待されている。

46. 能力開発の活動について、英語とスペイン語による GHS e-ラーニングコースの年末の回が終了し、次の回は 2024 年 2 月 19 日から 5 月 3 日（英語版）、2 月 26 日から 5 月 10 日（スペイン語版）、仏語版は 2024 年前半（具体的な日程は未定）に実施される予定であることが述べられた。

47. 国内の活動について、小委員会は、コートジボワール、ガーナ、ケニア、ナイジェリアにおける GHS 実施プロジェクトが UNEP、欧州連合、ICCA の支援を受けて継続していることに留意した。また、UNITAR がペルーで GHS 実施規則の起草を支援していること、ベナンでも同様の活動が進行中であること、さらにアルメニアとエルサルバドルとの間でプロジェクト協定が結ばれていることも指摘された。

48. 研修とガイダンスについて、GHS に関するいくつかの入門資料（ビデオ、プレゼン資料、パンフレットを含む）、ならびに GHS と輸送、GHS と農業に焦点を当てた同様の資料が、スウェーデン化学品庁（KemI）とスイス政府の支援を受けて開発されていることも示された。

## VII. アジェンダ 2030 の実施と経済社会理事会の活動（議題 6）

49. この議題では文書が提出されなかったため、本議題は議論されなかった。

## VIII. その他（議題 7）

### A. 会議のパターン

非公式文書: INF.13 (事務局)

50. 小委員会は、TDG 小委員会によるこの議題に関する議論の結果について報告を受け、事務局が非公式文書 INF.13 で提供した情報は、代表団が問題と考えていることやこの問題に対処するために国レベルで取る必要のあるフォローアップの行動を理解するのに役立つと歓迎した。

51. また、経済社会理事会（ECOSOC）決議 E/RES/2023/5 のセクション C 「作業への幅広い参加を促進するため」に示された必要性に沿って、ハイブリッド及びオンライン会議により、途上国や経済移行国の専門家の小委員会の作業への参加を促進できることも指摘された。

52. いくつかの代表団は、総会または ECOSOC レベルでこの議題を扱う機関の代表に対し、公式会合でのハイブリッド及びオンライン会議の提供を支持するとの要望を伝える方法を探る意向を表明した。

## B. 第 46 回会合の日程と文書提出期限

53. 小委員会は、第 46 回会合の会議日程と期間中に検討される公式文書の提出期限について、以下のとおり留意するよう求められた：

- (a) 会議日程：2024 年 7 月 3 日（午後）から 5 日
- (b) 公式文書の提出期限：2024 年 4 月 10 日（GHS 小委員会のみが検討する文書を提出する場合）及び 2024 年 3 月 29 日（TDG と GHS の両小委員会で検討する文書を提出する場合）

## IX. 報告書の採択（議題 8）

54. 慣例に従い、小委員会は、事務局により準備された草案に基づいて、第 45 回会合の報告書及びその付属書を採択した。

## 付属書 I

[原文: 英語と仏語]

### 化学品の分類および表示に関する世界調和システム 改訂 10 版 (ST/SG/AC.10/30/Rev.10) の改訂案

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2023/9 が採択された。

## 付属書 II

[原文: 英語、仏語]

**化学品の分類および表示に関する世界調和システム 改訂  
10 版 (ST/SG/AC.10/30/Rev.10) の修正****Chapter 2.3, table 2.3.4, in row “Hazard statement”, for “Category 1”**

英語には適用されない

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/7)

**Chapter 2.3, table 2.3.4, in row “Hazard statement”, for “Category 2”**

英語には適用されない

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/7)

**Chapter 4.1, table 4.1.1 (c), last sentence***For or a chronic toxicity read or chronic toxicity*

(参照文書: 非公式文書 INF.12)

**Annex 3, section 3, “Chemicals under pressure/hazard category 3”, for hazard  
statement “H284”**

英語には適用されない

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2023/7)